

本 報 告 書 の 概 要

裁判の迅速化に係る 検証に関する報告書 (概要)

令和5年7月
最高裁判所事務総局

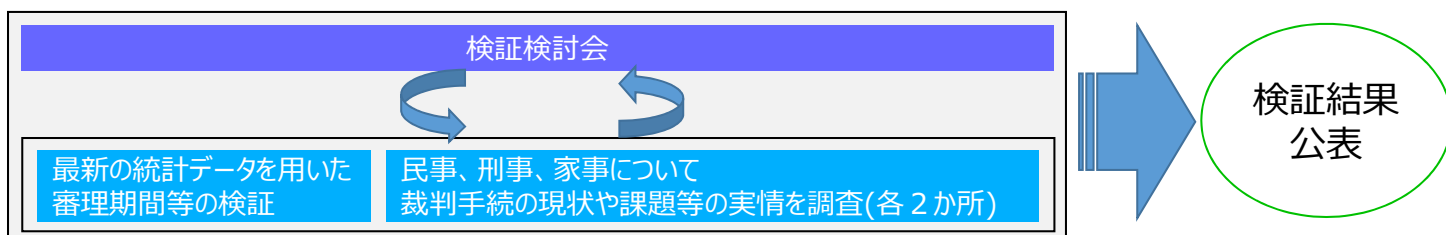
第10回迅速化検証について

● 迅速化検証について

裁判の迅速化に関する法律8条1項に基づき、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を実施

【従前の迅速化検証】

統計データを用いた審理期間等の検証と裁判手続の実情調査を行い、検証検討会を開催した上で、検証結果を公表



【第10回の迅速化検証】

従前の枠組みで検証を行い、検証検討会を開催した上で、検証結果を公表

ただし、節目の10回目であることを踏まえ、特別企画を実施し、迅速化検証の現在地を確認

《参考》 検証検討会委員について

- 座長 山本和彦（一橋大学大学院法学研究科教授）
- 委員 出井直樹（弁護士〔第二東京弁護士会〕）
- 奥山信一（東京工業大学環境・社会理工学院教授）
- 川出敏裕（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
- 小林篤子（読売新聞グループ本社広報部長）
- 佐古和恵（早稲田大学基幹理工学部情報理工学科教授）
- 高取真理子（横浜地方裁判所判事）
- 平出喜一（東京地方裁判所判事）
- 山田文（京都大学大学院法学研究科教授）
- 横井弘明（弁護士〔第二東京弁護士会〕）
- 吉田誠治（最高検察庁公判部長）

※ 令和5年7月現在（敬称略）

迅速化検証の現在地

はじめに

- 今回の検証結果の報告の位置づけ

迅速化法が施行されて20年経過し、節目の10回目の報告を迎える。

節目の企画として

- ➡ ・ 司法研修所において、迅速化検証をテーマとする研究会の実施
- ・ 検証検討会において、これまでの迅速化検証の振り返りを実施
- ➡ これらの企画を通じて、迅速化検証の現在地を確認

司法研修所において実施した研究会

研究会の概要

- 令和4年6月、司法研修所において、令和4年度民事・刑事・家事専門研究会（迅速化）を実施
 - ・参加した研究員は、民事・刑事・家事を担当する裁判官10名ずつの合計30名
 - ・検証検討会委員が講師として参加
 - ・山本和彦教授の基調講演と共同研究で構成

基調講演

- 「裁判迅速化検証の20年－その意義と課題・展望－」というテーマで実施
裁判迅速化の議論の経緯、司法制度改革審議会での議論、迅速化法の制定、迅速化検証の取組、迅速化の課題が取り上げられる

➡ その上で迅速化の将来展望について、以下の指摘

- ・デジタルトランスフォーメーション（DX）により、審理期間等についても抜本的な改善が果たされることを期待
- ・審理期間の問題に社会が無関心となり、裁判による紛争解決が社会的にマイナーとなっていないか、日々変化する経済社会の中で、今の制度が持ちこたえられるか⇒法曹が危機感を持つ必要
- ・裁判に時間がかかることで、裁判による救済を断念し、あるいは裁判でない形での解決で割り切ってしまった潜在的当事者の可能性⇒法律家が想像する必要

司法研修所において実施した研究会

共同研究

- 実施方法
「裁判の迅速化に向けた取組と問題点、今後に向けて」と題し、まず、研究員10名ずつと講師が、民事・刑事・家事のグループに分かれて分野別討議を実施、その後、全員が集合し、分野別討議の内容を踏まえて全体での討議を実施
- 分野別討議
①自分分野の審理の現状、問題点、その要因、②自分分野における、「充実した手続により、・・実現する迅速化された裁判」とは、③他分野における取組で有用と思われる発想や提案等について、分野別で議論
- 全体討議
①「充実した手続」や「迅速な審理」の必要性や意義、②充実した手続による迅速な審理を行うための工夫・取組を実施する上での観点・切り口、③迅速化法における責務、充実した手続による迅速な審理を実現するための裁判所全体としての取組等について、分野を横断して議論

➡ 講師の主なコメント

- ・ 裁判の独立を尊重しつつ、よりよい手続や手法を共有することも重要
- ・ 充実した手続を行うことによって、それが結果として迅速な審理につながるということを意識的に実践することが必要
- ・ 何でも無駄であると切り捨てるべきではない。裁判とは当事者の感情などにも配慮した血の通ったものでなければならず、当事者が結論自体に納得しなくても、血の通ったものであれば、何か訴えるものがあり、その裁判が社会全体に良い影響を与える
- ・ 何が無駄であるかは当事者によって違うので、手続進行を含め、当事者を巻き込んで、考えていくことが重要
- ・ 裁判のIT化は、法曹三者で裁判の現状に対する危機感を共有しながら、協力して良い裁判を作っていく一つの契機となり得る

これまでの迅速化検証の経緯

第1回検証（H17.7公表）

- ・ 審理を長期化させる要因について、実務経験上考え得る仮説の定立
- ・ 各種事件統計データを用い、地裁第一審訴訟事件の審理期間の経年的推移等の状況、事件数や審理期間に関する地域的状況を分析

第2回検証（H19.7公表）

- ・ 事件票に人証調べに関する項目等を追加し、新たに明らかになった点を中心に分析
- ・ 民事について、裁判官に対し、審理の実情等に関するヒアリングを実施、審理の長期化に影響を及ぼす要因とその背景事情の初期的な考察を実施
- ・ 刑事について、公判前整理手続に付された事件に係る審理期間等を分析、審理期間に影響を及ぼす要因について、審理モデル等を用いて分析
- ・ 控訴審について、審理期間の経年的推移等の状況、事件数や審理期間に関する地域的状況を分析

第3回検証（H21.7公表）

- ・ 新たに家事を検討対象に加え、統計データを継続的検証
- ・ 民事について、弁護士に対するヒアリング調査を実施、長期化要因について踏み込んだ分析・検討
- ・ 刑事について、公判前整理手続の期間に影響を及ぼす事情として考えられるものを検討
- ・ 家事のうち、遺産分割事件について、長期化要因の分析・検討

第4回検証（H23.7公表）

- ・ 民事・刑事・家事の各事件類型の統計データを幅広く取り上げて継続的に検証
- ・ 裁判官や弁護士等から各地の実情を聴取し、民事・家事を中心として、長期化要因を解消し裁判の一層の適正・充実・迅速化を促進するための具体的施策を検討
- ・ 刑事については、裁判員裁判の実施状況に関する統計データを分析
- ・ 上告審について、審理期間の経年的推移等の状況を分析

これまでの迅速化検証の経緯

第5回検証（H25.7公表）

- ・ 民事・刑事・家事の各事件類型の統計データを幅広く取り上げて継続的に検証
- ・ 地方自治体や消費生活センター等の各種相談機関や海外での実情調査を実施し、裁判の在り方に影響を与える裁判手続外の社会的要因を幅広く検討

政府検討会（H26）及びそれを受けた最高裁判所の方針

- ・ 迅速化法附則3項に基づき実施された政府検討会において、最高裁判所において検証が引き続き行われることが期待されるなどとされた
⇒最高裁判所は、迅速化に関する検証を続けていくこととし、今後は、統計データの分析を中心としつつ、これまでの検証結果をフォローアップする形で実施することに

第6回検証（H27.7公表）

- ・ 民事及び家事の事件動向、当事者や代理人を巡る事情といった社会的要因、民事における争点整理の充実、合議体による審理の充実など、家事における家事調停への裁判官関与の一層の充実、手続の透明性の確保などをテーマに実情調査

第7回検証（H29.7公表）

- ・ 民事については、事件動向の他、争点整理における裁判所と当事者との間の認識共有、合議体による審理の活用など、家事については、家庭裁判所における手続全体としての迅速化という観点も踏まえた充実した家事調停の運営の在り方などをテーマに実情調査

これまでの迅速化検証の経緯

第8回検証（R1.7公表）

- 初めて刑事の実情調査を実施。民事については、「その他の損害賠償」事件の具体的な内容についてのサンプル調査の他、争点整理における裁判所と当事者との間の双方向のコミュニケーションを通じた認識共有など、刑事については、裁判員裁判における公判前整理手続の長期化要因など、家事については、調停における裁判官関与の充実に関する取組の効果と課題などをテーマに実情調査

第9回検証（R3.7公表）

- 新型コロナウイルス感染症の影響調査（東京地家裁本庁の統計・裁判所の対応）を実施
- 対象地における新型コロナウイルス感染症の影響等の他、民事については、争点整理における裁判所と当事者との間の認識共有及びその前提となる期日間準備の現状と課題などを、刑事については、公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策などを、家事については、調停期日における調停運営の現状とより合理的かつ効果的な調停運営に向けた課題などをテーマに実情調査

小括

- 迅速化法（同法1条、2条）
目的⇒公正・適正・充実した裁判手続の実施の確保、裁判手続全体の一層の迅速化、これによる国民の期待にこたえる司法制度の実現
性格⇒基盤整備法としての性格
- 第1回から第5回までの検証は、その都度、検証の角度や対象を変えつつ行われてきた
⇒各回の報告は、一連一体となって裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証の結果(迅速化法8条1項)を示す
- 第6回以降のフォローアップ検証においても、多角的な検証の内容が更に充実したものとなるよう努めてきた
- 裁判の迅速化は、検証の結果を踏まえた施策の実施⇒その結果の検証⇒施策に反映というサイクルを通して、その推進が図られる（同法3条、4条）



長期化要因の分析、要因に応じた施策の検討・実施、その検証というサイクルを意識し、迅速化を図る必要

これまでの迅速化検証の分野別振り返り（民事）

これまでの検証方法

- 統計分析
 - 主に民事第一審訴訟事件の長期化の要因を抽出するという観点から分析項目を設定、整理
⇒審理期間の長期化要因は、争点整理期間の長期化の影響が最も大きい
- 実情調査
 - 主として争点整理と合議体の審理の実情に焦点を当て、各地の裁判所、弁護士会等に属する関係者から実情を聴取

主要な長期化要因

- 過去の報告書における分析
 - ① 訴訟の準備段階における事情
 - 訴え提起前の調査・検討の困難性
 - 迅速な争点整理を困難にする被告側特有の事情
 - ② 訴訟における当事者側の事情
 - 弁護士と依頼者との意思疎通等の困難性
 - 期日間の準備の短縮の困難性
 - 争点の絞り込みの困難性
 - 審理期間に影響を与える訴訟活動
 - 当事者・代理人の意識
 - ③ 訴訟における裁判所側の事情
 - 争点整理への裁判所の関与の姿勢
 - 和解に関する事情
- 近年の状況
 - 法曹人口の増加、事件の質的困難化etc

講じられた審理運営上の施策の効果・課題

- 争点整理のステップの明確化
 - 序盤の方向性協議～審理計画の策定
- 口頭議論の活性化
 - 協議事項の予告、ノンコミットメントルール
- 有効な書面作成の促進
 - 準備事項の明確化、ITツールの活用
- 提出期限の遵守
 - 引き続き課題
- 合議体による審理の積極的な活用
 - 増加傾向。引き続き充実させる
- スキルの共有・研修の充実化
 - 裁判所、弁護士会とも組織的取組が充実
 - ただし、温度差があり、全体への浸透には課題も

専門訴訟について

- 専門訴訟特有の長期化要因
 - 専門的知識の不足に起因する争点整理の長期化→専門家の確保や裁判所自身の専門的知見の充実に向けた取組
- 今後の課題
 - 審理運営のプラクティスにつき、裁判所全体として部や庁を越えて共有、弁護士の理解の促進のための取組の促進

これまでの迅速化検証の分野別振り返り（刑事）

これまでの検証方法

統計分析

- 第1回以降：裁判所が収集する統計データを用いて網羅的に分析
- 第2回：公判前整理手続の導入に伴い、同手続の統計分析を開始
- 第4回：裁判員法の施行に伴い、裁判員裁判の統計分析を開始
- 第5回：裁判員裁判の公判前整理手続につき段階別の数値を分析
- 第6回以降：フォローアップ検証を継続
⇒裁判員裁判における公判前整理手続の充実・迅速化が課題

実情調査

- 第8回から実情調査を開始
- 統計分析の結果のとおり、裁判員裁判における公判前整理手続の充実・迅速化が課題
⇒①公判前整理手続の長期化要因
②公判前整理手続の充実・迅速化に向けた方策につき調査
- 第9回までに規模や地域の異なる3か所において実施

主要な長期化要因

統計分析に基づく長期化要因（第5回）

- ◆裁判員裁判の公判前整理手続につき、手続段階別の所要時間の統計数値を分析することにより長期化要因を検討
- 検察官の証明予定提出までの期間は短縮化傾向
- 長期化している事案では、弁護人の予定主張提出までの期間や、その後、公判期日指定までの期間に時間を要する
特に否認事件ではこの傾向が顕著
- 公判期日の指定から第1回公判期日までの期間が、法令上必要な期間よりも長い

実情調査に基づく長期化要因（第9回）

- 事件内容の変化
 - ①客観的証拠の増加（電子メール、防犯カメラ等）
 - ②科学的・専門的知見が問題となる事件の増加
 - ③否認事件や捜査段階で黙秘する事件の増加
- 当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮
 - 証拠開示…否認事件で長期化
 - 争点整理等…当事者の主張が概括的・抽象的だと長期化

講じられた審理運営上の施策の効果・課題

個々の事件において採られている方策

- 起訴後早期の打合せ
- 公判期日の仮予約
- 口頭議論を通じて事件のポイントや証拠について共通認識を形成
- 統合証拠の作成方針についての弁護士と検察官との調整

個々の事件の処理を超えて採られている方策

- 法曹三者が意見交換を行う研究会を開催
- 個々の裁判員裁判終了後に法曹三者で振り返りを実施
- 裁判所において他の裁判所との間で具体的な事例を基に議論
- 単位弁護士会内での研修の充実

効果課題

- 各施策が法曹三者間に広く浸透したことにより、平成28年までの長期化傾向に一旦歯止めがかかった
- 上記方策の趣旨的に立ち返りつつ、更に工夫を重ねる
- 法曹三者の間で、公判前整理手続の在り方に関する共通認識を形成するため、具体的に議論し、その結果を広く共有することが必要

これまでの迅速化検証の分野別振り返り（家事）

これまでの検証方法

- **統計分析**（事件類型別に、主として長期化要因の抽出という観点から整理・分析）
- **実情調査**（統計分析を踏まえ、規模や地域の異なる複数の裁判所・弁護士会等に属する関係者から各地の実情を聴取）

主要な長期化要因

調停・審判事件

- 一般的要因**：事件そのものの困難化
- 一般調停事件・婚姻関係事件**：
取下げの割合の減少・調停成立の割合の増加
手続代理人関与率の上昇
婚姻費用分担事件の増加
- 遺産分割事件**：
前提問題等の関連事件待ち
付随問題についての調整
当事者・物件多数
特別受益・寄与分についての主張、感情的対立
- 子の監護事件**：
面会交流・子の監護者指定・子の引渡し事件の増加

人事訴訟事件

- 財産分与の申立ての増加
- 財産分与に関する資料収集が難航
- 離婚原因について周辺事情に関する主張の応酬

講じられた審理運営上の施策の効果・課題

調停・審判事件

- 遺産分割に関する調停・審判の一層の充実**
 - (効果) 段階的進行モデルが実務上定着
 - (課題) 平均審理期間の高止まり、調停運営の取組を踏まえた進展
- 家事調停における裁判官関与の充実**
 - (効果) 調停委員会としての方針の共有、調停委員の安心感・安定感、進行の円滑化、当事者の納得感・信頼感
 - (課題) 調停委員会と当事者との認識共有のさらなる充実、調停委員会内部での認識共有の更なる深化
- 透明性の高い手続の実現**
 - (効果) 調停委員会と当事者との認識共有の取組の着実な浸透
 - (課題) 双方立会手続説明の在り方、当事者本人との認識共有、関係職種間・弁護士との連携
- 調停とその後の手続の適切な連携の在り方**
 - (効果) 〔弁護士〕 その後の手続の見通しを念頭に置いた対応
〔裁判所〕 調停担当者と人事訴訟担当者との意見交換
 - (課題) 効果的な取組に関する弁護士を含む関係職種間の認識共有
- 合理的かつ充実したメリハリのある調停運営**
 - (効果) 調停委員の意識の変化
 - (課題) 個々の事件においてメリハリのある調停運営を実現するための方策
弁護士を含む職種間での議論の深化、検討・実践・検証の継続

人事訴訟事件

- 人事訴訟の合理的かつ効果的な審理の実現**
 - (課題) 人事訴訟の特徴を踏まえた適切な争点整理の在り方
裁判所・弁護士の役割、両者の協働の在り方に関する議論の深化

※令和2年は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響

検証検討会での議論・今回実施した企画を踏まえて

検証検討会での議論

- ・ 研究会の議論も通じて感じたこととして、分野毎に分割して考えるのではなく、裁判制度全体として迅速化の必要性を打ち出すべきであり、検証検討会においても、国民目線による迅速化の必要性を意識した議論をした方がよい
- ・ 迅速のためには、できるだけ無駄を廃するというにもなるが、無駄というのは判決から振り返っていうのではなく、審理の各時点において意味のある活動なのかを考えるべき
- ・ 今回の振り返りを通じ、全体として検証検討会における議論を踏まえて様々な類型の事件のプラクティスが確立されていき、審理モデルが定着していったという成果につながっていることが浮き彫りに
- ・ 迅速化検証においては、制度改正や基盤整備という視点も重要

今回実施した企画を踏まえて

- ・ これまでの迅速化検証の営みにより、民事、刑事、家事の各分野において、さまざまな成果とともに課題も明らかに
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も考えられるが、近年様々な事件類型について審理期間の長期化傾向が見られ、迅速化法の目的や、審理期間の目標に照らして許容されるか、一度立ち止まって考えてみる必要がある
- ・ 現在民事裁判をはじめとする裁判手続の I T 化が進展しつつあり裁判手続の運用も大きく変わる状況に



- ・ 今後はこのような状況の変化を踏まえながら、検証の結果を踏まえた施策が実施され、更にその結果が検証され、再び施策に反映されるというサイクル（迅速化法 3 条、4 条参照）を継続することによって、裁判の迅速化の推進を図っていくことが必要

地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

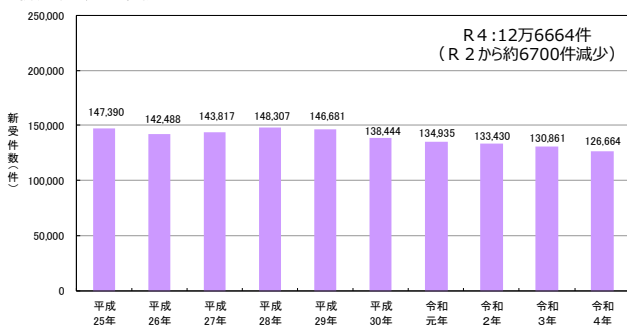
民事第一審訴訟事件全体の概況

新受件数及び既済件数の推移

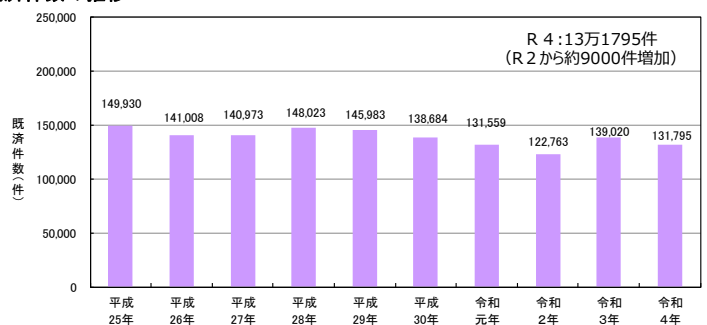
● 新受件数はおおむね横ばいで推移していたが、近年若干減少
 (※ただし、令和2年以降のデータには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言発出の影響もあると思われる。)

● 既済件数もほぼ同様の推移だが、令和2年からはやや増加
 (※ただし、令和2年以降のデータには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言発出の影響もあると思われる。)

新受件数の推移



既済件数の推移

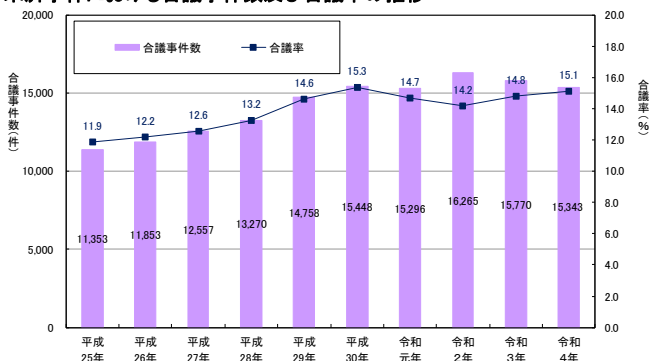


合議事件の状況

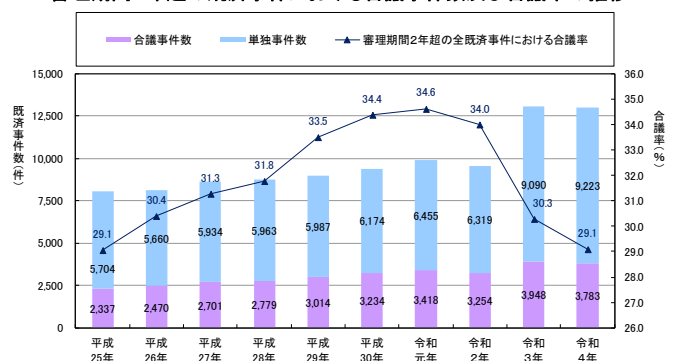
● 審理期間2年超の既済事件の合議率は増加傾向にあったが、近年は若干減少

● 未済事件における合議事件数は増加傾向にあったが、近年は横ばいの状況にあり、審理期間2年超の既済事件における合議事件数は増加傾向
 (※ただし、令和2年以降のデータには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言発出の影響もあると思われる。)

未済事件における合議事件数及び合議率の推移



審理期間2年超の既済事件における合議事件数及び合議率の推移



民事第一審訴訟事件全体の概況

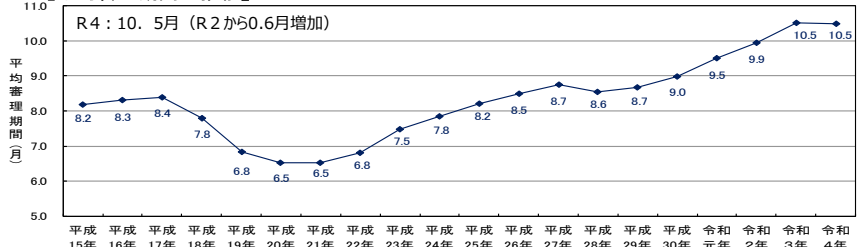
平均審理期間の推移

● 平均審理期間は近年再び長期化傾向にある

- 平均審理期間は、平成22年頃から平成27年まで長期化が続き、その後ほぼ横ばいに推移したが、近年は再び長期化

(※ただし、令和2年以降のデータには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあると思われる。)

【平均審理期間の推移】



手続段階別平均期間及び係属期間2年超の未済事件の割合等の推移

● 争点整理期間が長期化傾向

- 手続段階別に平均期間を見ると、第1回口頭弁論から人証調べ開始まで(争点整理期間)の平均期間は長期化傾向
R4: 14.0月 (R2から1.3月減少)
- 訴え提起から第1回口頭弁論までの平均期間が長期化。
R4: 5.4月 (R2から2.3月増加)

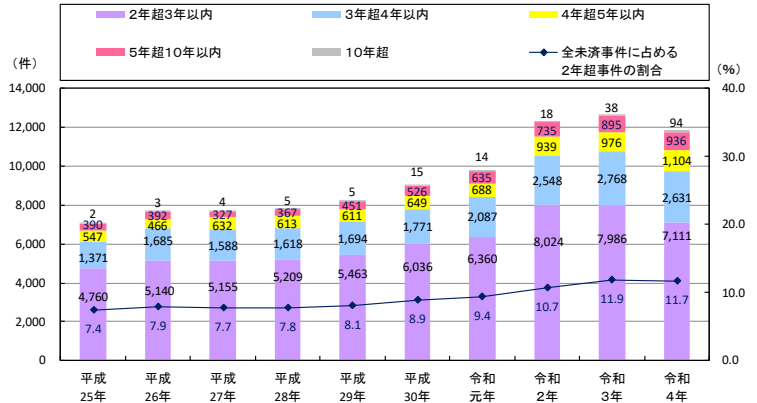
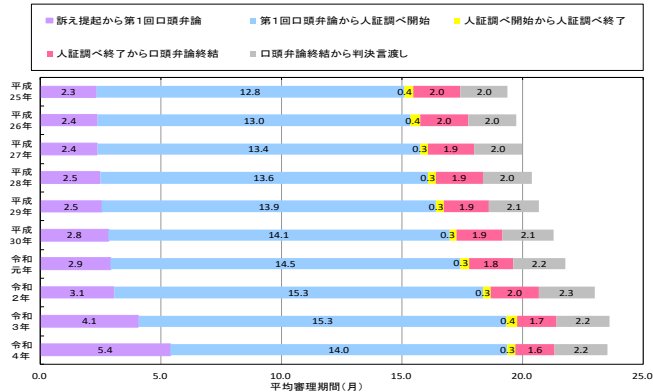
● 係属期間2年超の未済事件は増加傾向にある

- 係属期間2年超の未済事件の数及び全未済事件に占める割合は、おおむね増加傾向
R4: 1万1876件 (R2とほぼ横ばい)
R4: 11.7% (R2から1.0%増加)

(※ただし、令和2年以降のデータには、新型コロナウイルス感染症拡大及び緊急事態宣言発出の影響もあると思われる。)

人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移

係属期間2年超の未済事件の割合及び係属期間別事件数の推移



民事実情調査の結果

(大・中規模の地方裁判所本庁各1庁とこれらに対応する単位弁護士会に属する関係者への聴取で現れた当地の実情)

IT化・フェーズ1における争点整理の現状と課題

争点整理の現状等

- 期日等の指定の在り方について、変化が生じている**
 - 指定済みの第1回口頭弁論期日を取り消し、最初から実質的な争点整理を行う運用が拡大している
 - 事前の照会を充実させることにより、形式的にも実質的にもスムーズに争点整理を開始できる
 - ウェブ会議の普及により、出頭のための移動時間等による差支えが減り、期日等が指定しやすくなった
 - ウェブ会議の普及により、和解の経過や検討未了の点のみを確認するための期日等も柔軟に設定しやすくなった
 - 代理人側の準備に要する期間には変化はなく、また、書面の提出管理のために期日を入れてほしいという要請もある
- 期日等における争点整理は以前より充実している**
 - 期日等の前に裁判所がアジェンダ(協議事項)を送付するなどして、代理人に準備を促す運用が拡大している
 - 期日等における口頭議論は活性化しているものの、認識共有についてはなお裁判官や事案によることも大きい
 - 画面共有しながら争点を整理したり、口頭議論の結果をチャットで共有するなど、ITツールにより認識共有が図りやすくなった
- 期日間準備の充実**
 - 準備事項は具体的に協議して明確化しており、更に裁判所がメモをアップロードしたりすることもある
 - 依然として準備書面等の提出期限は守られないこともある

争点整理を充実させるための組織的取組

- 裁判所** : 部内での情報共有に加えて、庁内でも、争点整理のあり方について委員会での検討や、民事部裁判官全員での工夫例の報告会を実施、さらに、高裁管内の他庁とも定期的に意見交換
- 弁護士会** : 民事弁護委員会で協議して会報等で会員に周知したり、民事弁護研修を実施したり、研修動画をHP上に提供
ただし、全体への還元には課題も
- 裁判所&弁護士会** : 毎年複数回の協議会・懇談会等で意見交換を行い、それぞれ結果を還元

合議体による審理の現状と課題

合議体による審理の実情

- 合議に付されるべき事件はおおむね適切に付合議**
 - 付合議基準の設定や、単独事件の定期的な「棚卸し」を実施
 - 裁判所の繁忙度に応じた調整をする場面もある
- 合議体による審理の効果**
 - 迅速・丁寧でありながら、合理的な審理・判断が期待できる
 - 難航していた単独事件が、付合議によりスムーズに進むこともある

合議の充実・活用を図る取組の実情

- 裁判所** : 合議強化に向けて環境を整備したり、庁内の合議事件の状況についてアンケートを実施し、結果を共有
- 弁護士会** : 合議事件については、書面を早めに提出するよう意識したり、合議体の人数分の書面の写しを提出

検証検討会での議論

争点整理の現状と課題

迅速化に対する意識

- 長期化の背景に、一部の裁判官・弁護士において迅速化に対する意識が高まっていないという面があるのではないか
 - ・ 利用者側にも、ADRや労働審判と異なり、訴訟はじっくりやろうという意識があるのではないか
- 依然として期限までに準備書面が提出されないことが少なくないという問題も
 - ・ 期限を遵守できなかった場合、当事者に理由を説明させる（改正民事訴訟法162条2項）など、毅然とした対応が必要
 - ・ 刑事事件と同じく、民事事件でも期限を守る文化を作る努力が必要

IT化・フェーズ1における争点整理の実情

- アジェンダ（協議事項）の送付等様々な工夫例が実践されている
 - ・ ITツールをどのように利用するのか、裁判所と弁護士との間で共通認識を形成しておくことが必要
- IT化により、抜本的に仕事のやり方を変えていく必要がある（働き方改革の視点も必要）
 - ・ ITツールは、より一層迅速化に資する形で使用していくことが望ましい
 - ・ 単にツールを使うだけでなく、審理の在り方そのものが変わらなければならない

合議体による審理の現状と課題

- 付合議は審理の促進に役立っている
 - ・ IT化により、合議の在り方も改善
 - ・ 付合議に至らない場合であっても、部総括や他の陪席に相談することで、進行の参考になる
- バランスの良い最適な事件処理態勢を検討していくことが必要

今後に向けた検討

IT化・フェーズ1における争点整理

- IT化・フェーズ1における争点整理
 - ・ IT化・フェーズ1の運用開始後一定期間が経過し、ITツールを利用した争点整理が定着しつつある
 - ・ より一層迅速化に資する形でITツールを活用しつつ、どのように審理を的確に進行させていくかを考える必要
- 期日指定
 - ・ 方向性協議を活用するなどして、早期に主要な争点を確定し、進行の見通しを立てて、的確に争点整理を進めるべき
 - ・ これまでの期日の概念にとらわれず、柔軟な期日指定や、期日を入れない争点整理も考えられる
- 期日における争点整理
 - ・ アジェンダメモの送付や画面共有等のITツールを用いて、口頭議論を活性化させ、当事者と裁判所間の認識共有を促進すべき
 - ・ 口頭議論の結果についても、ITツールを用いて可視化することで、認識の齟齬を防いだり、記憶喚起も容易になる
- 期日間準備
 - ・ 依然として期限までに準備書面が提出されないことが少なくないという問題に対して、ITツールを用いた督促も活用
- 争点整理を充実させるための組織的取組
 - ・ 裁判所、弁護士会ともに引き続き取組を実施するとともに、実務の到達点が弁護士会全体に浸透するよう取り組む必要

合議体による審理の現状と課題

- 合議体による審理については、バランスの良い合理的な審理・判断が期待できるなどメリットが大きい
- 部内全体で手持ち事件のマネジメントをするという観点も踏まえつつ、引き続き合議強化に向けた取組が必要

地方裁判所における刑事通常第一審事件の概況及び実情

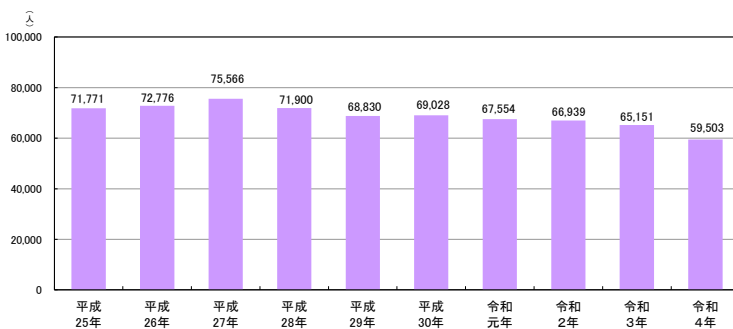
刑事通常第一審事件全体の概況

通常第一審事件全体

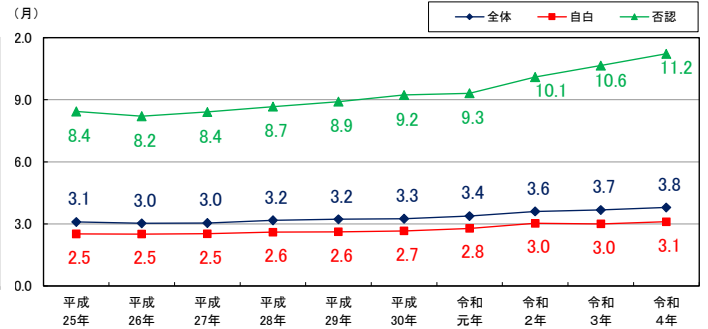
●新受人員 5万9503人 (R2から約7500人減少)

●平均審理期間 3.6月(R2) → 3.8月

新受人員の推移



平均審理期間の推移

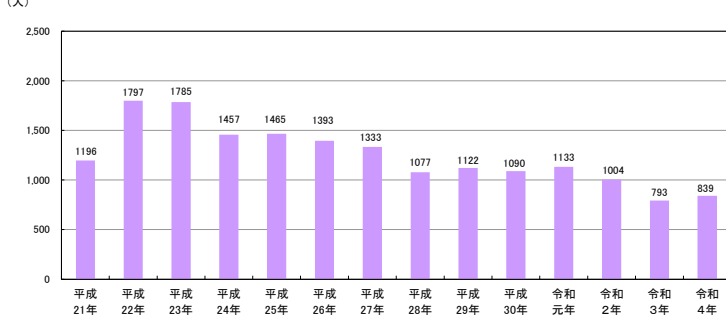


裁判員裁判対象事件

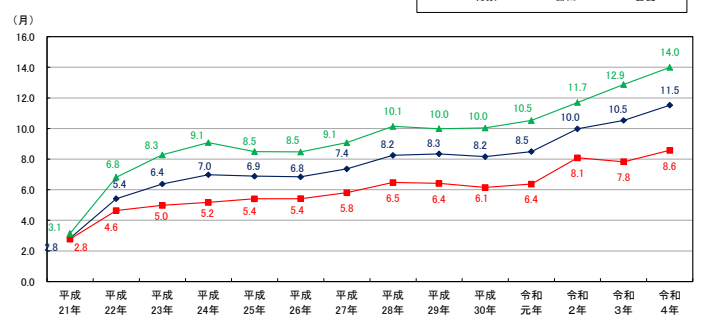
●新受人員 839人 (R2から165人減少)

●公判前整理手続期間 10.0月(R2) → 11.5月

新受人員の推移



公判前整理手続期間の平均の推移



公判前整理手続の長期化要因等

事件内容の変化

- 客観的証拠の増加（電子メールや防犯カメラ等）
 - ・ 証拠開示、謄写、証拠検討の各段階で長期化する
- 科学的・専門的知見が問題となる事件の増加（法医学等）
 - ・ 弁護人の検討や専門家への協力取付け、これに対する検察官の反論検討のため長期化する
- 捜査段階で黙秘する事件の増加
 - ・ ただし、黙秘自体で長期化するわけではなく、弁護人が主張を明示する時期次第であるとの意見や、捜査段階の供述内容や取調べ状況の確認が不要となるため迅速化するとの意見あり

当事者の訴訟活動・裁判所の訴訟指揮

- 証拠開示
 - ・ デジタル証拠は膨大に及ぶことがあり、捜査機関における解析、検察官による開示の弊害の検討、紙での謄写、弁護人による分析の各段階で長期化する
 - ・ 開示証拠と証拠一覧表との対応関係の確認に時間を要する
- 主張整理等
 - ・ 弁護人の主張が「全て争う」などと具体化されないと、公判前整理手続が長期化するのみならず、公判での立証も長期化する
 - ・ 裁判所の訴訟指揮につき、争点整理が過度に細部にわたっているという意見と、むしろもっと積極的に争点整理すべきとの意見あり

公判前整理手続の充実・迅速化に向けた方策

個々の事件において採られている方策

- 起訴後早期の打合せ
 - ・ 単に早期に実施するのではなく、打合せの目的を意識し、時期や内容を検討すべき
- 公判期日の仮予約
 - ・ 証人予定者や審理の規模が明らかになった段階でできる限り早期に仮予約することが重要
- 口頭議論
 - ・ 争点や証拠について法曹三者間で共通認識を得るために有用
 - ・ 事前に協議事項を連絡することで活発な議論が期待できる

個々の事件の処理を超えて採られている方策

- 法曹三者
 - ・ 法曹三者が意見交換を行う研究会を開催
 - ・ 個々の裁判員裁判終了後に法曹三者で振り返りを実施
- 裁判所
 - ・ 他の裁判所との間で具体的な事例を基に議論
- 検察庁
 - ・ 公判部長による公判前整理手続についての講義を開催
- 弁護士会
 - ・ 公判前整理手続の研修を開催

検証検討会での議論

公判前整理手続の長期化要因等

事件内容の変化

- 事件内容の変化が長期化に影響
- 他方、客観的証拠が膨大な事件でも法曹三者の取組で迅速化が図られている例もあるなど、事件内容の変化を前提に法曹三者が改善に取り組むべき

当事者の訴訟活動・裁判所の訴訟指揮

- 法曹三者の間で公判前整理手続の運用についての共通認識ができていないことが長期化に影響
- 裁判所の判決が精緻化しており、それに伴って公判前整理手続も精緻化していないか

公判前整理手続の充実・迅速化に向けた方策

個々の事件において採られている方策

- 従前から実践されている、起訴後早期の打合せ、公判期日の仮予約等の取組は有効
- ただし、形骸化しないよう目的意識をもって運用すべき

個々の事件の処理を超えて採られている方策

- 振り返りの会は定着している一方、明確に目的設定した上で活用する必要あり。また、その結果を集積・共有して活用すべき
- 法曹三者での研究会も有意義だが、そのような会に出席していない者にも広めていく必要あり

今後に向けた検討

公判前整理手続の充実・迅速化に向けて

- 事件内容の変化に対し、直ちに対処することは容易ではなく、引き続き法曹三者が改善に取り組んでいくことが相当
 - 現状に危機感を持ち、公判前整理手続の充実・迅速化の意義や、長期化の弊害を改めて認識する必要あり
 - 法曹三者の間で、公判前整理手続の運用の基礎となるべき点（何をどの程度詳細に整理すべきか、裁判所と当事者の役割分担はどうか）に関する共通認識を形成していくことが重要
- ⇒ その方策として・事件終了後の振り返りの会を活用し、その場で長期化要因やその解決策についても具体的に議論すること
 ・振り返りの結果や法曹三者での研究会の結果を、各庁・会内で集積するとともに広く共有することが有用

家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟の概況等

家事事件及び人事訴訟事件の概況

家事事件の概況

● 新受件数

- 別表第一審判事件（成年後見関係等）：95万4573件
- 別表第二事件（遺産分割、子の監護等）：9万8563件
- 一般調停事件（離婚等）：4万6706件

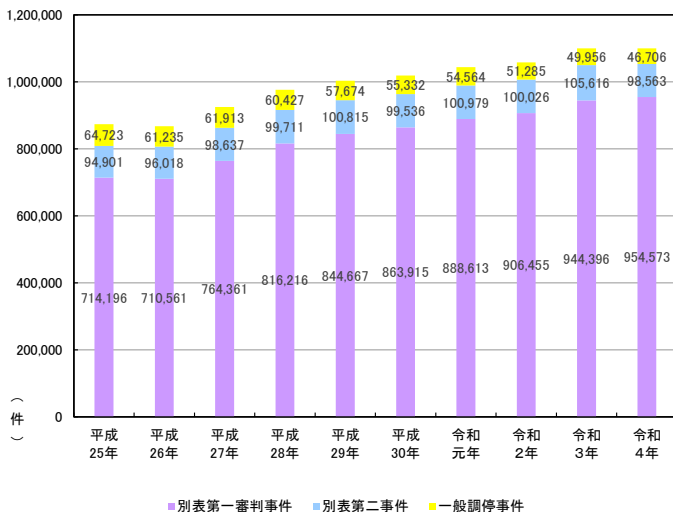
● 平均審理期間

- 別表第二審判事件：6.0月（R2）→6.1月
- 別表第二調停事件：7.5月（R2）→7.7月
- 一般調停事件：6.7月（R2）→6.5月

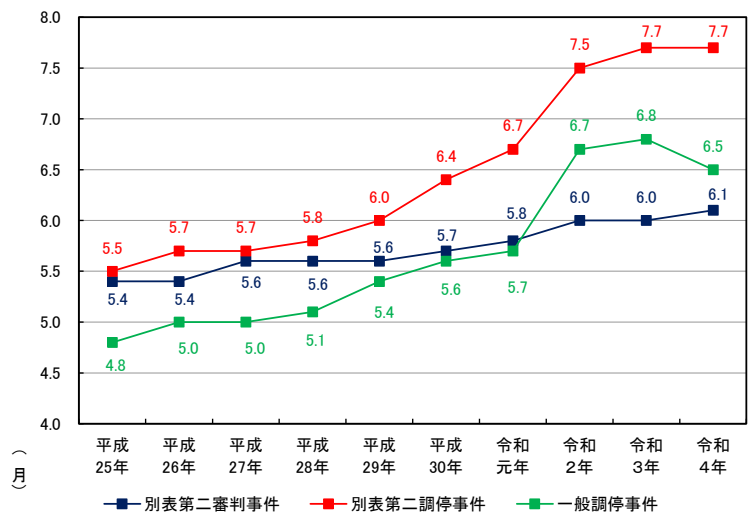
● 個別の事件類型の概況

- 遺産分割事件（別表第二）
 - 6か月以内に終局した事件の割合：30.0%（R2）→32.8%
 - 1年超で終局した事件の割合：36.0%（R2）→35.0%
- 婚姻関係事件（一般調停、別表第二）
 - 6か月以内に終局した割合：56.1%（R2）→58.8%
 - 1年超で終局した事件の割合：12.5%（R2）→12.9%
- 子の監護事件（別表第二）
 - 6か月以内に終局した割合：50.7%（R2）→48.9%
 - 1年超で終局した事件の割合：17.1%（R2）→19.8%

新受件数



平均審理期間



家事事件及び人事訴訟事件の概況

人事訴訟事件の概況

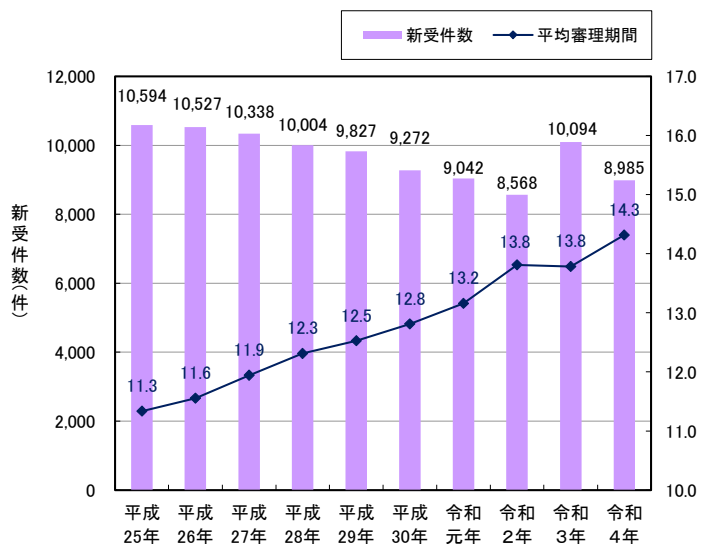
● **新受件数** : 8,985件

● **平均審理期間** : 13.8月 (R2) → 14.3月
 6か月以内に終局した事件の割合 : 23.6% (R2) → 22.4%
 1年超で終局した事件の割合 : 48.2% (R2) → 49.2%

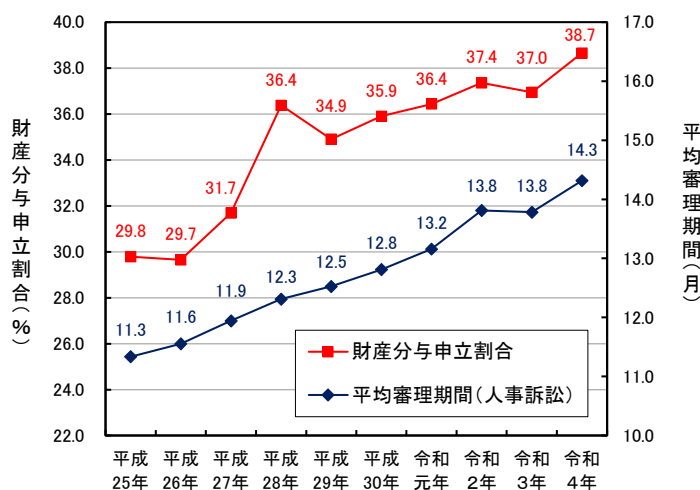
(考えられる長期化要因)

- ・ 財産分与の申立てがある離婚事件の増加
 ⇒ 資料収集をめぐって審理が難航
- ・ 離婚原因について周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返される
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も残っていると思われる

新受件数及び平均審理期間の推移 (人事訴訟)



離婚の訴えにおける財産分与の申立てがある事件の割合 (既済事件) 及び人事訴訟の平均審理期間の推移



家事実情調査の結果 (大規模家庭裁判所本庁及び中規模家庭裁判所本庁各1庁とこれらに対応する単位弁護士会に属する関係者への聴取で現れた当地の実情)

新型コロナウイルス感染症の影響

- 感染症対策を理由とする面会交流の在り方を巡る調整の難航
- 就労・収入の不安定化による婚姻費用・養育費の減額調停の増加等
- ウェブ調停・電話調停の実施件数の増加

事案等に応じたメリハリのある調停運営の具体的な在り方とその実現に向けた課題

調停時間の目安の設定 調停期日の3枠制 (午後2枠制)

- 1回の調停期日の予定時間に目安を設定
 ⇒ 当事者の都合等を踏まえた柔軟な指定が可能に
- 当事者・調停委員にも時間に対する意識が浸透
 ⇒ 密度の濃い期日で解決に必要な期日回数が減少
- 局面に応じて相応の時間を取って当事者の話を傾聴

メリハリのある事情聴取・調整

- 傾聴の在り方を工夫 (当事者の思いの受け止めに加え当事者の主体的な解決意欲を生み出す働きかけ)
 ⇒ 調停委員の傾聴技法習得のための研修等の実施
- 調停委員を支援する審理ロードマップ等のツールを作成
- 養育費や婚姻費用の事件では期日回数の目安を設定

ウェブ調停等の活用

- 対面で行う調停との事案や局面に応じた使い分け
- ウェブ調停のメリット
 - ・ 柔軟な期日設定による迅速な調停進行
 - ・ 高葛藤事案における当事者の安心な期日への参加
 - ・ 表情等の確認が可能

当事者との認識共有

- ホワイトボードの活用
- 当事者との間で、争点、当該期日の到達点、今後の課題等を認識共有
- 当事者・代理人の意見を踏まえた進行計画の策定

期日間準備の充実

- 期日の到達点等を踏まえ、必要な準備を促す
- 当事者の準備の負担や調停ならではの良さに配慮
- 提出期限の順守等に課題

多角的な取組の推進

- 調停委員研修の充実
- 裁判所内部での意見交換 (調停充実PT等)
- 弁護士会との連携
- 調停委員の採用
- 広報

評議の充実、審判の見通し等を意識した調停運営

- 庁の実情に応じて、事前評議、事後評議、期日終了前の評議等を活用
- 事案によって、審判等における判断の見通しを意識した調停進行
 ⇒ 資料等がおおむね揃った段階で、当事者に暫定的な見通しを伝え、決断を促すことがある
 ⇒ 審判等における判断の見通しを伝えることで、代理人において、当事者本人へのリスクの説明や人事訴訟を見据えた準備が可能になることも

人事訴訟の特徴を踏まえた合理的かつ効果的な争点整理等の在り方の現状と課題

人事訴訟事件の審理の現状

- **訴え提起から第1回口頭弁論期日までの期間の長期化要因等**
 - ・ 訴状の補正を必要最小限の部分にとどめる、訴訟救助の資料は必要最小限のもののみを求めるなどの工夫
⇒ 上記期間が長期化しているとの実感なし
 - ・ 被告への送達に時間を要する事案あり
 - ・ 第1回目の期日として弁論準備手続等の期日を指定し、早期に実質的な審理に入る運用も
- **第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの期間の長期化要因等**
 - ・ 当事者・代理人が財産の任意開示の要請に応じない ⇒ 探索的な調査嘱託等の申立て、調査嘱託等の採否に関する意見の応酬等
 - ・ 離婚原因を巡る周辺事情に関する主張立証の応酬が繰り返される
 - ・ 当事者が子の監護状況等に関する調査官調査に非協力的
 - ・ 人事訴訟には時機に後れた攻撃防御方法の却下の規定の適用がない ⇒ 訴訟後半に新たな主張等がされることも
 - ・ 当事者間に子がいる事案においても、当事者と一体化、反論等を繰り返す一部の代理人弁護士が存在
 - ・ インターネット等により収集した自身に有利な情報のみを依拠するなどして、代理人や裁判所の助言等を聞き入れない当事者の増加
 - ・ 人事訴訟に不慣れな一部の若手弁護士の存在

より合理的かつ効果的な訴訟運営に向けた工夫例等

- **離婚原因の審理における工夫**
 - ・ 裁判所として中心論点と考えていない周辺事情については、その旨の心証を開示するなどして、訴訟指揮により歯止め
 - ・ 争点に関連性の高い部分に絞って主張を促し、その余の当事者の言い分は陳述書に記載してもらう
- **財産分与の審理における工夫**
 - ・ 当事者に対し、主な財産に絞って整理を促す
 - ・ 資料開示や調査嘱託の採否等に関する裁判所の方針を明確にしておく
 - ・ 当事者双方が自身の財産を任意開示するよう訴訟指揮を行う
- **その他、考えられる工夫**
 - ・ 審理においてやるべき事項、留意すべき事項等を整理した標準的な審理モデルを裁判所と代理人との間で共有する
 - ・ 民法768条3項の「その他一切の事情」を活用した財産分与の判断を行う
 - ・ 事案によって、調停段階で人事訴訟を見据えた整理を行う（紛争全体としての審理期間を短縮）
 - ・ 裁判所内部での人事訴訟の審理運営のノウハウやスキルの継承を確実にを行う

検証検討会での議論

事案等に応じたメリハリのある調停運営の具体的な在り方とその実現に向けた課題について

これまでの取組に対する評価

- 当事者と調停委員会との間の認識共有の工夫
⇒ 充実した手続に資するとの意見
- 調停委員の傾聴の在り方の重要性
 - ・ 調停委員のスキルアップのための様々な研修等
⇒ 全国の家庭裁判所に共有していくことが有用
 - ・ これまでは当事者の思いを受け止めることに重点
⇒ 今後は当事者の主体的な解決意欲を引き出す働きかけという側面も重要

指摘された課題

- 調停において審判等の判断の見通しを示すことには慎重な配慮が必要
⇔ 調停段階での情報を基にした暫定的な見通しを開示することが、当事者の主体的な紛争解決にとって重要との指摘もあり
- 手続の進め方についても当事者・代理人の意向を反映
⇒ 紛争における当事者の主体的な地位の確保
- 適切な事案では双方同席での事情聴取も
- 調停時間に目安を定める取組の柔軟な運用
- 対面での期日とウェブ調停との使い分けについてのさらなる整理

人事訴訟の特徴を踏まえた合理的かつ効果的な争点整理等の在り方の現状と課題について

争点整理等の現状

- 当事者間の感情のもつれ等
⇒ 主張立証等の応酬が繰り返される
- 子の利益を顧みない一部の代理人弁護士や、人事訴訟に不慣れな一部の弁護士の存在
- 裁判所内部で人事訴訟の審理運営のノウハウやスキルの継承を行っていく必要性

指摘された課題

- 弁護士側における意識向上や、裁判所において適切な訴訟指揮が可能となる仕組みや方策が必要
⇒ 標準的な審理モデルを裁判所と弁護士会とで共有
手続の早期の段階で当事者と大まかな審理の見通しを共有
- 子の利益の優先（当事者に子どもがいる事案）
⇒ 関係者が紛争解決までの期間を意識し認識共有を図ることが重要

今後に向けた検討

事案等に応じたメリハリのある調停運営の具体的な在り方とその実現に向けた課題について

- **各家庭裁判所において、調停運営改善の取組が一定程度浸透していることを確認**
 - **メリハリのある事情聴取・調整**
 - ・ 当事者との信頼関係の構築に加え、紛争解決に必要な情報を整理し、当事者の主体的な解決意欲を高めるための働きかけを行うという側面
 - ・ 当事者の権利意識やライフスタイルの変化等により、より一層効果的な当事者への働きかけ等が必要に
⇒ 今後、各家庭裁判所における取組・工夫例を全国の家庭裁判所の間で共有することが有益
 - **調停期日の予定時間に目安を設ける取組、一定の事件類型における期日回数の目安を設ける取組**
 - ・ 目的意識を持った傾聴や調停運営に対する調停委員の意識を高め、スキルアップの意欲を高めることにもつながる
 - ・ 調停期日の1日3枠制（午後2枠制）を可能とすることにより、当事者・代理人の予定等にも配慮した柔軟かつ早期の期日指定が可能に
 - ・ 他方で、個別事件における事情や当事者の意向等にも配慮した、柔軟な運用が必要
 - **調停の進捗状況等に関する調停委員会と当事者・代理人との認識共有**
 - ・ ホホワイトボード、双方同席説明等の活用
 - ・ 適切な事案における当事者双方同席での事情聴取や、手続の進め方について当事者との意思疎通を密にすることなどが課題
 - **ウェブ調停の活用**
 - ・ 対面での調停との適切な使い分けについて、今後、更なる検討・実践の積み重ねが必要
- **今後も、各取組に関し、不断の検証・改善を図っていくことが重要**

人事訴訟の特徴を踏まえた合理的かつ効果的な争点整理等の在り方の現状と課題について

- **人事訴訟の長期化要因として、当事者が資料の任意開示に応じないこと、離婚原因を巡る主張立証の応酬等**
 - ⇒ 人事訴訟の標準的な審理モデルを整備し、裁判所と弁護士会との間でこれを共有する取組が有効ではないか
これにより、当事者・代理人の自律的な対応を促すことに加え、裁判所が毅然とした訴訟指揮を行うことが可能に
- **特に、当事者間に子どもがいる事案では、充実かつ慎重な手続に加え、迅速な解決も重要**
 - ⇒ 当事者双方との間で、紛争の長期化が子どもに与える影響等について意識を共有し、合理的期間内での事件解決について認識共有を図る「子の利益」を十分に考慮した活動をする事について、代理人への意識付け等の方策を検討していくことが重要

